

北上市告示甲第24号

北上市親元就農支援事業費補助金交付要綱（令和3年北上市告示甲第44号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月22日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
（補助対象者） 第2 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 市内に住所を有する<u>50歳未満</u>の者 (2) 令和3年4月1日以降に、新たに三親等以内の市内に住所を有する農業経営者に就農した者 (3) [略] (4) <u>国が行う農業次世代人材投資資金の交付を受けていない</u>	（補助対象者） 第2 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 市内に住所を有する<u>60歳以下</u>の者 (2) 令和3年4月1日以降に、新たに三親等以内の<u>親族（北上市パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和6年北上市告示甲第23号）の規定に基づきパートナーシップの宣誓を行ったパートナーの親族を含む。以下同じ。）</u>であって、市内に住所を有する農業経営者<u>（三親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人を含む。以下同じ。）</u>に就農した者 (3) [略] (4) <u>国、県等が実施する同様の事業として市長が認める事業</u>

者	による補助金、交付金その他の給付金を受けていない者
備考 改正部分は、下線の部分である。	